

和寒町地域強靱化計画

令和2年7月

北海道和寒町

目次

はじめに

第1章 和寒町地域強靱化の基本的考え方

- 1 国土強靱化と地域強靱化について 3
- 2 地域強靱化の理念 4
- 3 基本的な方針等 4
- 4 計画の位置づけ 5

第2章 地域強靱化の推進目標

- 1 基本目標 6
- 2 事前に備えるべき目標 6

第3章 脆弱性評価

- 1 想定するリスク 7
- 2 和寒町における主な自然災害リスク 7
- 3 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定 8
- 4 評価の実施手順 10
- 5 評価結果 10
- 6 評価結果のポイント 21

第4章 和寒町地域強靱化のための施策プログラム

- 1 施策プログラムの策定 23
- 2 施策推進の指標となる目標値の設定 23
- 3 施策の重点化（重点化すべき施策項目の設定） 23
- 4 施策重点化の考え方及び設定方法 23
- 5 推進事業の設定 24
- 【和寒町地域強靱化のための施策プログラム一覧】 25

第5章 計画の推進管理

- 1 計画の推進期間等 35
- 2 計画の推進方法 35
- 3 推進体制 35

【別表】 和寒町強靱化のための推進事業一覧

はじめに

和寒町は、明治32年（1899年）、未開の地に開拓の鍬がおろされて以来、塩狩峠の麓に広がる緑豊かなまちとして、先人たちのたゆまぬ努力により、幾多の自然災害などの苦難を乗り越え、今日のまちの基盤が築かれました。

先人たちが残した功績を受け継ぎながら、私たちは努力を怠ることなく、働き、学び、生活を営み、まちづくりを進めてきております。特に、本町の基幹産業である農業は、恵まれた自然環境や地域の特性を生かした中で、農業者の工夫と努力による越冬キャベツ、作付面積日本一を誇る南瓜などにより生産性と収益性の高い農業展開をしておりますが、災害の側面から本町を考えると、三方（東西南）は山と丘陵に囲まれ、平坦地には多くの河川により形成された地形的な特性から、河川の氾濫や土砂災害が懸念されています。

こうした災害の発生と向き合い、その災害を予想し、事前の準備や対策を行い、さらには「自助」、「共助」、「公助」の取り組みが連携されることにより、減災や早期の災害復旧が可能となります。

和寒町地域強靱化計画は、そうした本町のリスクに対して事前に備えるべき目標を定めて「強靱な地域」を創りあげるための計画です。

今後、大規模災害が発生した際に十分な強靱性が発揮できるよう、本計画を基本として、災害に強い地域づくりに取り組むとともに、後の世代に誇れる豊かで安全・安心な地域を受け継いでいくものです。

第1章 和寒町地域強靱化の基本的考え方

1 国土強靱化と地域強靱化について

国は、平成23年（2011年）3月に発生した東日本大震災の教訓を踏まえ、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年12月11日法律第95号。以下「基本法」という。）」を制定しました。

この基本法では、地方公共団体の責務として「地方公共団体は、（中略）国土強靱化に関し、（中略）地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する」とされ、「都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、（中略）国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、（中略）市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる」とされています。

国土強靱化の理念として、大規模自然災害等への備えについて、予断を持たずに最悪の事態を念頭に置き、「防災」の範囲を超えて、まちづくり政策・産業政策も含めた総合的な対応を行っていく必要があることから、いかなる災害等が発生しようとも、

- ① 人命の保護が最大限図られること。
- ② 国及び地域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること。
- ③ 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化。
- ④ 迅速な復旧復興。

の4つを基本目標として、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」の推進が求められています。

本町においては、「和寒町総合計画」にて町が取り組んでいく施策や方向性を示すまちづくりの最上位計画を策定していますが、今回策定する「和寒町地域強靱化計画」は、その中で和寒町地域全般における国土強靱化に関する指針として位置づけます。

また、「和寒町地域防災計画」との関係について、地域防災計画では地震や風水害といった災害を特定し、その災害ごとに万が一発生した場合の対応方法について計画がまとめられています。が、「和寒町地域強靱化計画」は、災害ごとの対処方法をまとめるのではなく、あらゆる自然災害を見据えつつ、どんなことが起ころうとも最悪な事態に陥ることが避けられるような強靱な行政機能や地域社会、地域経済を事前につくりあげていこうとするもので、災害発生前の対策が主となります。

なお、この他にもまちづくりに関する各種計画が策定されていますが、今回策定する「和寒町地域強靱化計画」で示す指針に基づき、必要に応じて各種計画の見直しを行うこととします。

2 地域強靱化の理念

本町では、地理的・地形的な特性から多くの災害にさいなまれてきました。そのため、過去の災害から得た教訓を踏まえつつ、個々のまちづくり計画の範囲を超えた総合的な対策が必要となります。

和寒町地域強靱化の意義は、大規模災害から町民の生命・財産を守り、本町の重要な社会経済機能を維持することにあります。平時の段階から大規模災害に備えると同時に、産業、交通、エネルギー、まちづくりなど幅広い分野における機能の強化を図りながら、人口減少対策や地域活性化などの本町が直面する平時の政策課題にも有効に作用しなければなりません。

和寒町地域強靱化はこうした見地から、町民、各事業所、行政などまち全体で一丸となって取り組む必要があります。

以上の考え方を踏まえ、本町における地域強靱化は、国土強靱化の基本目標と同じであり、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な地域社会の構築に向けた関連施策の推進に努めるものとします。

3 基本的な方針等

地域強靱化の理念を踏まえ、防災及び減災、その他迅速な復旧復興等に資する大規模災害等に備えた強靱な地域づくりについて、過去の災害から得られた教訓を最大限に活用しつつ、以下の方針に基づき推進します。

なお、町民生活に影響を及ぼすリスクとしては、自然災害のほかに大規模事故等あらゆる事象が想定されますが、国の基本計画が首都直下地震や南海トラフ地震など、広域な範囲に甚大な被害をもたらす大規模自然災害を対象としていることから、本計画においても国と同様に大規模自然災害を対象として地域強靱化に向けた取り組みを総合的に推進することとします。

(1) 地域強靱化の取組姿勢

短期的な視点によらず、時間管理概念を持ちつつ長期的な視野を持って計画的に取り組むこと。

(2) 適切な施策の組み合わせ

ア 災害リスクから、町民の命を守り被害を最小限に抑えるため、本町の特性に合った、ハード対策とソフト対策を組み合わせ効果的に施策を推進すること。

イ 地域における「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、行政と町民が連携及び役割分担をして取り組むこと。

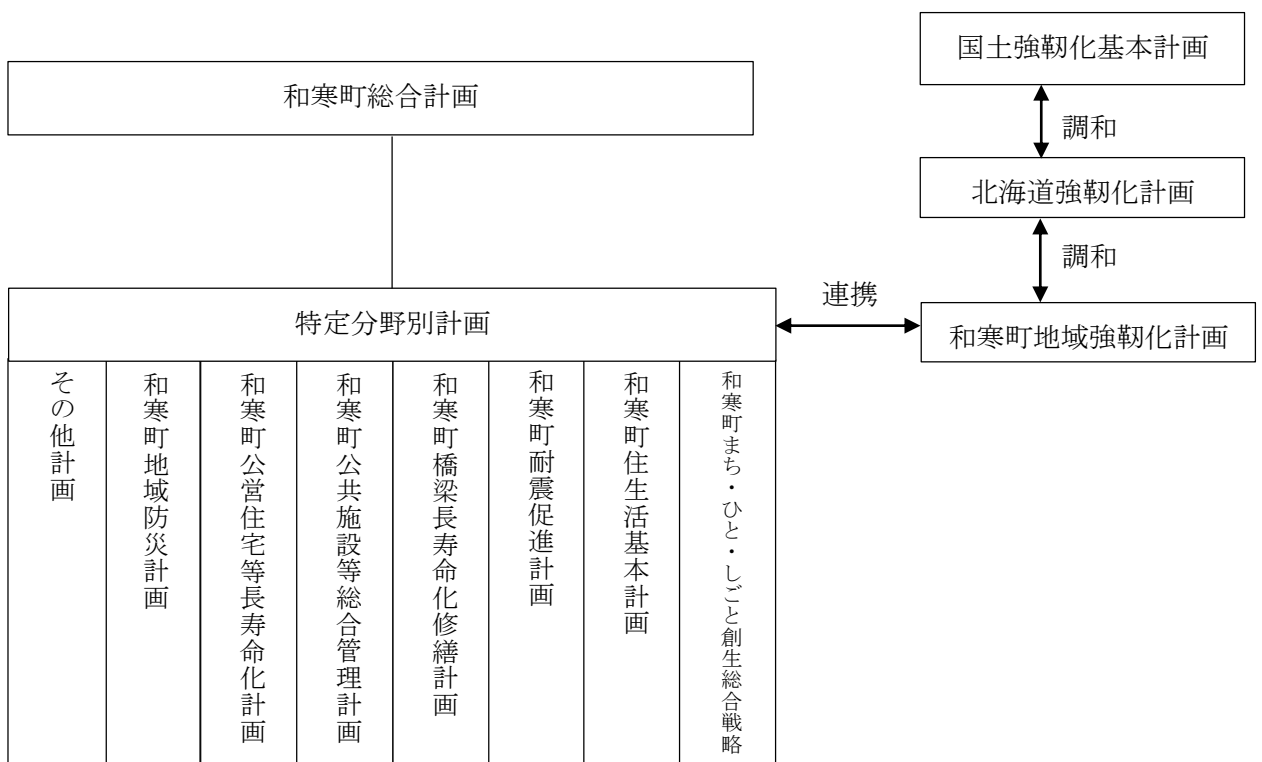
ウ 非常時に防災・減災等の効果を発揮するだけでなく、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること。

(3) 効率的な施策の推進

- ア 少子・高齢型人口減少社会への対応、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、「計画行政の推進」と「健全財政の維持」を基本姿勢に、効率的な行財政運営による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図ること。
- イ 既存の社会資本を有効活用することにより、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進すること。
- ウ 地域の特性に応じて、自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮すること。

4 計画の位置づけ

本計画は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第13条に基づく国土強靱化計画として策定し、国土強靱化に関する部分について地方公共団体における様々な分野の計画等の指針となるよう位置づける。このため、和寒町の総合計画や他分野別計画と連携しながら、重点的・分野横断的に推進する計画として、産業、医療、エネルギー、まちづくり、交通等の国土強靱化に関連する部分の施策と連携しながら、長期的な視点に立って一体的に推進します。



第2章 地域強靱化の推進目標

本町における地域強靱化を推進する上での目標を、国の基本計画の「基本目標」、「事前に備えるべき目標」に即し、本町の現状や災害の切迫性等に応じて次のように定めます。

1 基本目標

いかなる災害等が発生しようとも、

- (1) 人命の保護が最大限に図られること。
- (2) 町及び地域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること。
- (3) 町民の財産及び公共施設に係る被害を最小にとどめること。
- (4) 迅速に復旧復興がなされること。

2 事前に備えるべき目標

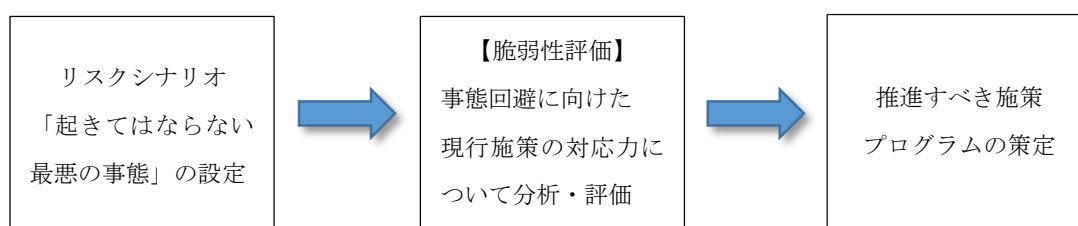
- (1) 大規模災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる。
- (2) 大規模災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる。
- (3) 大規模災害発生直後から必要不可欠な行政機能を確保する。
- (4) 大規模災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク、情報通信機等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。
- (5) 大規模災害発生後であっても、必要不可欠な経済活動を維持する。
- (6) 制御不能な二次災害を発生させない。
- (7) 迅速かつ円滑な復旧・復興活動を確保する。

第3章 脆弱性評価

大規模災害等に対する脆弱性を分析・評価すること（以下「脆弱性評価」という。）は、地域強靱化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり（基本法第9条第5項）、国の基本計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されています。

本町としても、本計画に掲げる地域強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法等を参考に、以下の枠組みにより脆弱性評価を実施しました。

脆弱性評価を通じた施策検討の流れ



1 想定するリスク

和寒町地域強靱化の対象となるリスクは、国と同様に大規模自然災害を対象とします。また、大規模自然災害の範囲については、本町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般を対応すべきリスクの対象とします。

本計画で想定する主な自然災害リスクについて、過去の被害状況や被害想定など災害事象ごとの概略を以下に提示します。

2 和寒町における主な自然災害リスク

(1) 地震

本町に被害を及ぼすと考えられる地震は、北海道地域防災計画等の専門調査会による既住の海溝型断層（十勝・釧路沖）の地震と、地震調査会研究推進本部で示す主要な活断層（増毛山地東縁断層帯）の地震と、全国どこでも起こりうる直下の地震ですが、そのうち本町に最も大きな被害をもたらす地震は、全国どこでも起こりうる直下の地震と想定しています。

なお、気象庁の記録には震度4以上の地震及び大きな被害が発生した記録がありません。しかし、陸地直下のごく浅いところで発生する「内陸型地震」が想定されますので、北海道胆振東部地震等の過去の地震災害における教訓を踏まえ、被害想定をもとに十分な対策を講じる必要があります。

(2) 風水害

本町の河川は、天塩川の上流に位置し周囲の山々から流れる小河川が多く、局所的な浸水が最も頻発する災害であると想定されます。

本町で発生した近年の風水害では、特に昭和56年（1981年）の災害は、台風の影響による大雨で河川が氾濫し各地域に避難命令を発令する事態になり、道路橋梁、建造物、農作物に甚大な被害を受け激甚災害指定されました。

その後の大きな災害は、河川整備の進捗によって減少傾向にありますが、近年、日本各地で気候変動による集中豪雨災害の頻発・激甚化により、平成28年（2016年）の災害では、北海道に立て続けに上陸した台風によって記録的豪雨となり、剣淵川などが急速に増水し、各地域に避難勧告を発令する事態になり、農地の浸水など、町内の広範囲にわたり被害を受けました。

(3) 豪雪／暴風雪

本町は、寒冷多雪地域のため、融雪期の河川の増水や大雪による家屋や農業施設の倒壊も想定され、さらに着雪や暴風に伴う倒木による送電線の切断等により、長期停電の発生や大雪に伴う交通障害による集落の孤立化が想定されます。

また、近年は大雪や吹雪による交通障害が増加しており、JR宗谷線の運休により利用者が移動手段を失うなど、町民や観光客への影響が大きく、本町の雪害に対する脆弱性の一つと言えます。

(4) 複合災害

本町は、地震、豪雨、豪雪など多様な自然災害のリスクを有しており、個々の災害事象に対応した取り組みをはじめ、これら災害が重なって発生する複合災害も想定しなければなりません。

3 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

国の基本計画で設定されている「事前に備えるべき目標」、及び「起きてはならない最悪の事態」をもとに、積雪寒冷であることなど本町の地域特性等を踏まえ、「最悪の事態」区分の整理・統合・絞り込み等を行い、本町の脆弱性評価の前提となるリスクシナリオとして、7つのカテゴリーと19の「起きてはならない最悪の事態」を設定しました。

国の基本計画におけるプログラムにより回避すべきおきてはならない最悪の事態

| 事前に備えるべき目標 | | プログラムにより回避すべきおきてはならない最悪の事態 | |
|------------|---|----------------------------|---|
| 1 | 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる | 1-1 | 大都市での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生 |
| | | 1-2 | 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災 |
| | | 1-3 | 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生 |
| | | 1-4 | 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水 |
| | | 1-5 | 大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態 |
| | | 1-6 | 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生 |
| 2 | 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む） | 2-1 | 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止 |
| | | 2-2 | 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生 |
| | | 2-3 | 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足 |
| | | 2-4 | 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶 |
| | | 2-5 | 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足 |
| | | 2-6 | 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺 |
| | | 2-7 | 被災地における疫病・感染症等の大規模発生 |
| 3 | 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する | 3-1 | 矯正施設からの被收容者の逃亡、被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化 |
| | | 3-2 | 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発 |
| | | 3-3 | 首都圏での中央官庁機能の機能不全 |
| | | 3-4 | 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下 |
| 4 | 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する | 4-1 | 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止 |
| | | 4-2 | 郵便事業の長期停止による種々の重要な郵便物が送達できない事態 |
| | | 4-3 | テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態 |
| 5 | 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない | 5-1 | サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下 |
| | | 5-2 | 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止 |
| | | 5-3 | コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等 |
| | | 5-4 | 海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響 |
| | | 5-5 | 太平洋ベルト地帯の幹線が分断する等、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止 |
| | | 5-6 | 複数空港の同時被災 |
| | | 5-7 | 金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態 |
| | | 5-8 | 食料等の安定供給停滞 |
| 6 | 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る | 6-1 | 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LP ガスサプライチェーンの機能の停止 |
| | | 6-2 | 上下水道等の長期間にわたる供給停止 |
| | | 6-3 | 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止 |
| | | 6-4 | 地域交通ネットワークが分断する事態 |
| | | 6-5 | 異常湧水等により用水の供給の途絶 |
| 7 | 制御不能な二次災害を発生させない | 7-1 | 市街地での大規模火災の発生 |
| | | 7-2 | 海上・臨海部の広域複合災害の発生 |
| | | 7-3 | 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺 |
| | | 7-4 | ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生 |
| | | 7-5 | 有害物質の大規模拡散・流出 |
| | | 7-6 | 農地・森林等の荒廃による被害の拡大 |
| | | 7-7 | 国評被害等による国家経済等への甚大な影響 |
| 8 | 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する | 8-1 | 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態 |
| | | 8-2 | 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態 |
| | | 8-3 | 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態 |
| | | 8-4 | 新幹線等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態 |
| | | 8-5 | 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態 |

和寒町地域強靱化計画におけるリスクシナリオ19の起きてはならない最悪の事態

| カテゴリー | | 起きてはならない最悪の事態 | |
|-------|----------------|---------------|------------------------------|
| 1 | 人命の保護 | 1-1 | 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生 |
| | | 1-2 | 土砂災害による多数の死傷者の発生 |
| | | 1-3 | 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水 |
| | | 1-4 | 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生 |
| | | 1-5 | 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大 |
| | | 1-6 | 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大 |
| 2 | 救助・救急活動等の迅速な実施 | 2-1 | 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止 |
| | | 2-2 | 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞 |
| | | 2-3 | 被災地における医療・福祉機能等の麻痺 |
| 3 | 行政機能の確保 | 3-1 | 町内外における行政機能の大幅な低下 |
| 4 | ライフラインの確保 | 4-1 | エネルギー供給の停止 |
| | | 4-2 | 食料の安定供給の停滞 |
| | | 4-3 | 上下水道等の長期間にわたる機能停止 |
| | | 4-4 | 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止 |
| 5 | 経済活動の機能維持 | 5-1 | 供給網の寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞 |
| 6 | 二次災害の抑制 | 6-1 | 農業用ため池の機能不全等による二次災害の発生 |
| | | 6-2 | 農地・森林等の荒廃による被害の拡大 |
| 7 | 迅速な復旧・復興等 | 7-1 | 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ |
| | | 7-2 | 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足 |

4 評価の実施手順

前項で定めた19の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現行の施策の推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力について、分析・評価を行いました。

課題の評価に当たっては、施策の進捗度や達成度を定量的に把握するため、現状の数値データを収集し、参考指標として活用するとともに、指標のうち特に重要と思われる指標については、和寒町地域強靱化のための施策プログラム一覧において重点業績評価指標（KPI）として設定しました。

5 評価結果

プログラム及び施策分野ごとの脆弱性評価の結果は、以下のとおりです。

和寒町地域強靱化に関する脆弱性評価

(1) 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

【評価結果】

(住宅・建築物等の耐震化)

- 住宅の耐震化率は、55% (H21) であり、一定の進捗がみられるが、法改正により一定規模の建築物に対する耐震診断が義務づけられたことなども踏まえ、町の補助制度などにより、耐震化の促進を図る必要がある。特に、大規模建築物などについては、耐震診断の実施や診断結果に基づく必要な耐震化整備を進める必要がある。
- 学校など公共施設の耐震化率は94%であり、災害時の避難所（公民館・小学校・中学校・町民センター・産業会館・交流施設ひだまり・総合体育館・保健福祉センター）として利用することから、天井の脱落対策等も含め、耐震化の検討をする必要がある。

(建築物等の老朽化対策)

- 公共建築物の老朽化対策については、維持管理や保守、更新等、必要な取組を進めているが、今後、更新時期を迎える建築物も見込まれることから、「和寒町公共施設等総合管理計画」（平成29年3月策定）に沿った維持管理等を適切に行う必要がある。
- 町営住宅の老朽化対策については、「和寒町公営住宅等長寿命化計画」（平成29年3月見直し）等に基づき、計画的な建替え、改善等を実施する必要がある。

(避難場所等の指定)

- 避難場所及び避難所が設定されているが、避難期間や災害種別に対応した適切な避難体制を確保するため、災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所等の周知を促進していく必要がある。

(緊急輸送道路等の整備)

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、国や北海道と連携を図り整備を推進する必要がある。また、被災時において、避難や救助を円滑かつ迅速に行うため、緊急輸送道路等の沿道建築物の耐震化を推進する必要がある。

(その他)

- 火災の未然防止や被害低減を図るため、引き続き関係機関が連携した火災予防に関する啓発活動や防火設備の設置促進、危険物施設の安全確保などの取組を推進する必要がある。
- 不特定多数の方が利用する公共施設や民間の事業所に対しAEDを設置し、誰もが心肺停止状態の方に対する救命活動で使用できるよう研修会等により、救命率の向上を図る必要がある。

【指標（現状値）】

- ・住宅の耐震化率55%（H21）
- ・和寒町公営住宅等長寿命化計画見直し済（H29年3月）
- ・指定緊急避難場所及び指定避難所の指定数
緊急避難場所28箇所・指定避難所18箇所（R1）
耐震化率94%（自治会館等除く）
- ・AED設置24箇所（R1）

1－2 土砂災害による多数の死傷者の発生**【評価結果】****（警戒避難体制の整備等）**

- 土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域は、北海道の実施する基礎調査等への協力により指定を推進するとともに、ハザードマップを作成し、ホームページなどで周知する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・土砂災害警戒区域等の指定 → 一部指定（R1）
- ・土砂災害ハザードマップの作成 → 一部作成（R1）

1－3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水**【評価結果】****（洪水ハザードマップの作成）**

- 洪水ハザードマップを作成・配布しているが、河川整備の進捗状況や制度改正に伴う見直しを図るとともに、町補助制度により各地域の防災訓練などの実施を進める必要がある。

（河川改修等の治水対策）

- 北海道、町では、それぞれの管理河川において、洪水を安全に流下させるための整備などの治水対策を行ってきたが、進捗途上であり、近年浸水被害を受けた河川や市街地を流れる河川等の改修に重点化するなど、今後一層の効果的、効率的な整備を進める必要がある。
- ゲリラ豪雨などの大雨による内水浸水被害を軽減するため、排水路の改修を行う必要がある。

【指標（現状値）】

- ・洪水ハザードマップの作成状況 作成（H25）

1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

【評価結果】

(暴風雪時における道路管理体制)

- 冬季異常気象時においては、各道路管理者の情報共有や相互連携を強化するなど、円滑な除雪体制の確保に努め、通行規制時の迅速な情報伝達に取り組み適切な道路管理体制を強化する必要がある。

(除雪体制の確保)

- 豪雪等の異常気象時において、安定的な除雪体制を確保するための、除雪機械の計画的な更新、増強を図る必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 除雪路線延長158km (R1)

1-5 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

【評価結果】

(冬季も含めた帰宅困難者対策)

- 災害時の公共交通機関の運行停止による帰宅困難者の発生のほか、積雪・低温などの冬の厳しい自然条件を踏まえ、地域における移動困難者対策が必要であり、一時待避所の確保とその周知・啓発など、冬季を含めた帰宅困難者の避難対策の取組を進める必要がある。

(積雪寒冷を想定した避難所等の対策)

- 積雪や低温など冬の厳しい自然条件を踏まえ、暖房器具の備蓄整備など避難所等における防寒対策に取り組む必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 備蓄状況 毛布360枚 (R1) 発電機設備1箇所 (R1) 暖房器具20台 (R1)

1-6 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

【評価結果】

(関係行政機関相互の連絡体制の整備及び情報共有化)

- 関係行政機関の防災情報の共有化等が進められており、今後も被害の軽減や迅速な応急・救助活動に不可欠な関係機関相互の連絡体制を強化する必要がある。
- 迅速かつ円滑な災害対策を実施するため、雨量・水位、通行止め情報をリアルタイムで共有する防災情報システムについて、効果的な運用を図る必要がある。
- 防災気象情報や避難情報などの災害情報について、北海道防災情報システムの運用により、北海道と情報共有を図り、住民等へ伝達しているが、今後、より迅速で確実な情報伝達を行うためには、災害通信訓練等によりシステム運用をはじめとした習熟を図る必要がある。

(住民等への情報伝達体制の強化)

- 国のガイドラインを踏まえた避難勧告等の判断・伝達をしているが、必要に応じて避難勧告等の発令基準を検討する。
- 災害時における住民安否情報の確認のため、国が改修を予定している国民保護法に基づく安否情報システムの有効活用も含め、災害時の安否情報を効果的に収集・提供するための体制を構築する必要がある。
- 住民等への災害情報の伝達に必要な防災行政無線だけでなく、ホームページや「Lアラート（公共情報コモンズ）」の適切な運用など、多様な方法による災害情報の伝達体制を整備する必要がある。
- 住民等へ防災情報を確実に提供するため、主要な避難所等に公衆無線LAN等（H28年度整備 和寒町役場・町民センター、町立病院、町立図書館、東山スキー場、総合体育館、ふれあいのもり、塩狩峠記念館・塩狩峠一目千本桜、南丘森林公園、和寒小学校、和寒中学校）により、災害情報を受信できるようにする必要がある。
- 災害発生時において、観光客の安全を確保し、適切に保護するため、迅速かつ正確な情報提供や避難誘導など、災害から観光客を守る受入体制の整備が必要である。特に、外国人観光客については、災害情報の伝達手段が十分に整備されていない状況にあり、本町を訪れる外国人観光客の安全・安心を確保するためにも、外国人向け災害情報の伝達体制を強化する必要がある。
- 災害発生時の避難等に支援を要する避難行動要支援者に対する避難誘導などの支援が迅速かつ適切に行えるよう、個人情報保護に十分留意しながら、効果的な運用を図る必要がある。

(防災教育推進)

- 防災教育の推進に向けては、関係機関と連携し、多様な人材育成を図る必要がある。
- 学校教育においては、防災教育啓発や体験型防災教育などを通じ、学校関係者及び児童生徒の防災意識の向上に向けた取組を進め、地域・学校の実情に応じた実践的な避難訓練の実施など、効果的な取組を行う必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 指定避難所及び避難所標示の設置状況
風水害 18箇所（R1） 地震災害17箇所（R1） 標示18箇所（R1）
- ・ 防災士資格取得の状況 15名（R1）
- ・ 避難勧告等の具体的な発令基準策定状況 水害策定（H25）土砂災害策定（H25）
- ・ 防災訓練等の実施（各自治会の防災士養成研修派遣事業・防災活動支援事業）

(2) 救助・救急活動等の迅速な実施

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

【評価結果】

(支援物資の供給等に係る連携体制の整備)

- 地域防災計画に基づき、物資供給をはじめ、救助・救援など災害時の応急対策に必要な各分野において、応援協定を締結しているが、災害時において、これらの協定の効率的な活動を確保するためにも、対象業務の拡大など協定内容の見直しを適宜行うとともに、平時の連携した活動を行う必要がある。
- 北海道胆振東部におけるNPOやボランティアの活動実態などを踏まえ、支援活動や関係機関と連携したボランティア等の受入体制整備を促進する必要がある。
- 大規模な災害の発生に備え、復旧活動の展開拠点や救援物資の輸送の中継拠点といった機能を持つ防災拠点について、大規模災害における被害想定などを踏まえ、施設の役割や設置場所、既存公有施設の活用など施設整備のあり方について、関係機関と連携のもと、多角的に検討する必要がある。

(非常用物資の備蓄促進)

- 家庭や企業等においては、被害想定や冬期間の対応なども想定し、3日分の備蓄が奨励されていることから、自発的な備蓄を促進するため、啓発活動に取り組む必要がある。
- 財政負担の軽減にも配慮しながら、非常用物資の備蓄体制の強化に向けた取り組みを促進する必要がある。

【指標（現状値）】

・防災関係の協定件数 15件 (R1)

2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

【評価結果】

(合同訓練など関係行政機関の連携体制整備)

- 北海道内の関係機関で構成する北海道防災会議による防災総合訓練などの機会を通じ、今後も消防、警察、自衛隊など関係機関相互の連携体制を強化し、災害対応の実効性を高めていく必要がある。

(自衛隊体制の維持・拡充)

- 道内外における大規模災害時において、自衛隊の災害派遣隊として被災地に派遣されるなど、被災地支援に大きな役割を担ったところであり、今後の町内外における大規模自然災害時に備え、さらに連携を図る必要がある。

(救急活動等に不可欠な情報基盤、資機材の整備)

- 消防の災害対応能力強化のため災害用資機材の購入、整備を図る必要がある。

【指標（現状値）】

・消防団員数 41人 (R1)

2-3 被災地における医療・福祉機能等の麻痺

【評価結果】

(被災時の医療体制の強化)

- 災害時の医療確保のため、町立病院において応急用医療資機材の整備等を検討する必要がある。

(災害時における福祉的支援)

- 災害時における福祉避難所等での必要な人材の確保を図るため、福祉関係団体や関係法人に広く協力を要請し、福祉避難所等への人的支援の促進を図る必要がある。
- 社会福祉施設等の相互支援協定の締結を進めるなど、被災した施設等の入居者の避難先確保や、人的・物的支援を充実する必要がある。

(防疫対策)

- 災害発生時においては、速やかな感染症予防対策が重要であり、また、災害時における感染症の発生やまん延を防止するには、平時から定期的予防接種を対象者が適切に受けることができる体制を継続するとともに、避難所等における衛生管理に取り組む必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 社会福祉施設等との協定締結状況 広域協定締結（道北地域・上川北部地域）
- ・ 予防接種法に基づく予防接種（麻しん・風しんワクチン）の接種率
1期94.7%（R1） 2期93.3%（R1）

(3) 行政機能の確保

3-1 町内外における行政機能の大幅な低下

(災害対策本部機能の強化)

- 被災時における職員の参集、対策本部の設置場所など対策本部に係る具体的な運用事項を定める業務継続計画を策定し、訓練などを通じて本部機能の実施体制の検証を行うなど、効果的なフォローアップを行う必要がある。また、業務継続計画を通じ災害対策本部の機能強化を図る必要がある。
- 東日本大震災等の経験を踏まえ、消防団活動・安全マニュアルの策定が求められている。また、消防団は、地域防災の中核的な存在として、消活動をはじめ、大規模災害時における住民の避難誘導や災害防御など重要な役割を担っているが、将来的な団員の担い手不足の課題もあり、地域の防災力・水防力の維持・強化には、地域住民の消防活動の理解と活動への参加促進を図る必要がある。
- 防災拠点となる役場及び消防庁舎の耐震化は図られているが、大規模災害発生時においても、災害応急対応など防災拠点としての業務を継続するための機能強化を図る必要がある。

(行政の業務継続体制の整備)

- 災害発生時に行政サービス機能の低下を招かないよう必要最小限の人員を配置するなど、災害時における行政業務の継続体制を強化する必要がある。
- 災害発生時に停電等が起こった際、役場庁舎と町民センターには自家発電が設置されているが、設置されていない施設にも、発電機等の設置検討をする必要がある。

(広域応援・受援体制の整備)

- 大規模災害が発生した際の災害応急体制の確保を図るため、「かみかわの絆19～上川管内町村広域防災に関する決議」等を締結しているところであるが、協定等を効果的に運用するためには、自治体相互の応援・受援体制の構築を図る必要がある。

【指標（現状値）】

- ・災害対策本部を設置する庁舎（役場及び消防署）の耐震化率100%（R1）

(4) ライフラインの確保

4-1 エネルギー供給の停止

【評価結果】

(避難所等への石油燃料供給の確保)

- 災害時において緊急車両や避難所等に石油燃料供給を安定確保するため、町内石油販売業者との間で協定を締結しており、本協定等が災害時に有効に機能するよう、平時からの情報共有など連携強化を図る必要がある。

【指標（現状値）】

- ・町内石油販売業者との協定済（H30）

4-2 食料の安定供給の停滞

【評価結果】

(食料生産基盤の整備)

- 本町の農業は高い食料供給力を持っており、大規模災害により、その生産基盤が打撃を受けた場合、食料需給に影響を及ぼすことが危惧される。

こうした事態に備え、農地、農業用施設災害復旧事業補助を制度化しているが耐震化や老朽化対策などの防災・減災対策も含め、農地や農業水利施設等の生産基盤の整備を着実に推進する必要がある。

(農業の体質強化)

- 現在、本町の農業は、担い手不足などの大きな課題を抱えており、災害発生時を含め、食料の安定供給に将来にわたって貢献をしていくためには、経営安定対策や担い手の育成確保など、本町の農業の持続的な発展につながる取組を効果的に推進する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・耕作面積 4,620ha (H30)
- ・認定農業者数194人 (R1)

4－3 上下水道等の長期間にわたる機能停止**【評価結果】****（水道施設の耐震化、老朽化対策等）**

- 災害時においても給水機能を確保するため、配水池や貯留施設、浄水場など水道施設の耐震化や老朽化対策の計画的な整備を検討する必要がある。

（水道施設の防災機能の強化）

- 水道施設が被災した場合に備え、緊急時の給水拠点の確保を図るため、応急給水体制の整備を進め、防災機能の強化を図る必要がある。

（下水道施設等の耐震化、老朽化対策等）

- 地震時における下水道機能の確保のための施設の改築・更新など計画的な維持管理に欠かせない長寿命化計画を促進し、老朽化施設の改築更新等を計画的に進めていく必要がある。

【指標（現状値）】

- ・上水道の基幹管路の耐震適合率4.5% (R1)
- ・下水道BCP（事業継続計画）の策定状況策定済 (H27.12)
- ・下水道施設ストックマネジメント計画をふまえた長寿命化計画策定 (H29.2)

4－4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止**【評価結果】****（交通ネットワークの整備）**

- 災害時に、被災箇所からの避難や物資供給、救援救急活動などを迅速に行うためには、広域交通の分断を回避し、幹線道路と中心市街地をつなぐアクセス道路の整備のほか、地域間を連結する地域道路や緊急輸送道路、避難路等のネットワーク化を進める必要がある。

（道路施設の防災対策、耐震化、老朽化対策）

- 道路整備にあつては、道路点検により安全性や災害時への対応に取り組む必要がある。また、橋梁の耐震化についても、災害時に重要となる避難路上などの橋梁について、重点的に対策工事を実施し、計画的な整備を行う必要がある。
- 橋梁をはじめとした道路施設の老朽化対策については、「橋梁長寿命化修繕計画」等に基づき、着実な整備を推進するとともに、その他の各道路施設についても、計画的な更新を含めた適切な維持管理を実施する必要がある。

（鉄道施設の耐震化・機能維持）

- 発災時における鉄道利用者の安全性の確保及び救援物資等の大量輸送に必要な鉄道機能を維持するため、北海道などの関係機関と連携し、必要な検討・取組を進める必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 橋梁の予防保全率 23%（R1）
- ・ 橋梁の点検率100%（R1）
- ・ 道路橋の長寿命化修繕計画の策定状況策定済（H30.1改定）

（5） 経済活動の機能維持

5-1 供給網の寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

【評価結果】

（企業における事業推進体制の強化）

- 町内企業の業務継続計画の策定を促進するため、国のガイドラインや各業種・業態に合わせた策定マニュアルについて普及啓発を図るとともに、関係機関と連携しながら、その策定を支援する必要がある。

（被災企業等への金融支援）

- 国や北海道では、災害に伴う経済環境の急変等により影響を受けた中小企業者等の事業の早期復旧と経営の安定を図るための金融支援を実施しており、引き続きこうしたセーフティネット策を確保するとともに、被災後の支援のみならず、災害に対する事前の備えに向けた取組への支援についても検討する必要がある。

（6） 二次災害の抑制

6-1 農業用ため池の機能不全等による二次災害の発生

【評価結果】

（農業用ため池の防災対策）

- 大規模地震や豪雨等を起因とした農業用ため池の決壊などによる二次災害を防止するため、点検・診断を行い、点検結果に基づく必要な対策を推進する必要がある。
- 農業用ため池の決壊による甚大な二次被害を防止するため、ハザードマップの作成等を進める必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 農業用ため池の点検・診断の実施割合100%（R1）
- ・ 農業用ため池のハザードマップの策定 なし

6-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

【評価結果】

（森林の整備・保全）

- 本町の全面積の65%を森林面積が占めており、大規模災害等に起因する森林の荒廃は、町全体の地域強靱化に影響を与える大きな問題となる。このため、大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊など山地災害を防止するため、森林の多面的機能の発揮に向け、造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を計画的に推進する必要がある。
- 災害時における森林の多面的機能の発揮を図るため、エゾシカなど野生鳥獣による森林被害の防止対策を進める必要がある。

（農地・農業水利施設等の保全管理）

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・多様な樹種・林齢で構成された森林の造成面積 87.83ha (R1)
- ・町有林において多様な方法で更新する人工林の面積 6.39 ha (R1)
- ・農地・農業用水利施設等の地域資源を保全管理する活動組織数 10団体 (R1)

（7） 迅速な復旧・復興等

7-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

【評価結果】

（災害廃棄物処理計画の策定）

- 早期の復旧・復興の妨げとなる大量の災害廃棄物を迅速に処理するため、「災害廃棄物処理計画」の策定について、被災側と支援側の両面から広域的な視点に立った災害廃棄物の処理に関する体制を整備する必要がある。

7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

【評価結果】

（災害対応に不可欠な建設業との連携）

- 町と建設業協会において、災害時における応急対策業務に関する協定を締結しているが、大規模災害の発生により、行政職員等の人員が極度に不足する場合にあっても、人命救助に伴う障害物の除去や道路交通の確保などの応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう、建設業とのより一層の連携や専門的技術等の活用を図る必要がある。

(建設土木業の担い手確保)

- 町内の建設業就業者の構成比は、8.5%となっており、災害時の復旧・復興はもとより今後対応が迫られる施設の老朽化対策などを着実に進めていくためにも、若年層を中心とした担い手確保対策に取り組む必要がある。

【指標（現状値）】

・町内建設業就業者の構成比 8.5% (H27)

6 評価結果のポイント

1) 「人命の保護」に関する事項

- (1) 道路施設をはじめ治水・砂防など防災上重要な公共施設について、災害リスクや防災点検の結果等を踏まえた施設整備を着実に実施する必要があります。
また、これらの公共施設をはじめとした建築物等について、今後老朽施設が増加することも見据え、耐震化や長寿命化に向けた取り組みを計画的に行うことが必要です。
- (2) 各種災害に対応した警戒区域の指定やハザードマップの見直し、防災訓練などソフト面の対策について、国・北海道などの関係機関と連携し、体制を強化する必要があります。また、複数の災害が同時期に発生した際の対応や厳冬期における災害への対応についても所要の対策を講じる必要があります。
- (3) 災害時の避難誘導などの確かつ迅速な対応を図るため、関係機関相互の災害情報の共有や住民等への情報伝達体制を強化する必要があります。
- (4) 本町の観光の一層の振興に向け、外国人を含む観光客に対する災害情報の伝達や避難誘導體制の整備など、きめ細かな防災対策を講じる必要があります。
- (5) 大規模自然災害から町民の命を守り、被害を最小限にするためのハードによる対策と、自主防災組織の育成、防災訓練・防災意識の啓発などソフトによる対策を組み合わせることが重要であり、今後もこの取り組みを着実に進め、さらに効率的・効果的なものとするため、「自助」、「共助」、「公助」がそれぞれの役割を果たせるよう、推進していくことが必要です。

2) 「救助・救急活動等の迅速な実施」に関する事項

- (1) 救助・救援活動や医療支援、物資供給など災害時対応については、関係機関の連携体制はもとより、民間企業等との協力体制の一層の強化を図る取り組みが必要です。
- (2) 災害対応における物資の備蓄や避難場所の確保などについては、今後、より広域かつ大規模な災害も想定し、「かみかわの絆19～上川管内町村広域防災に関する決議～（平成26年2月14日締結）」等に基づき、地

域間連携による支援体制の構築を進める必要があります。

3) 「行政機能の確保」に関する事項

- (1) 災害時においても必要不可欠な行政機能の継続が可能となるよう、町における業務継続体制の強化を促進する必要があります。
- (2) 町内外における大規模災害時の行政機能の確保に向け、他自治体間の応援・受援体制の整備を図る必要があります。

4) 「ライフラインの確保」に関する事項

- (1) 食料やエネルギーの安定供給について、被災時の応急体制の整備を図る必要があります。
- (2) 町民生活を支える基礎的なインフラである上下水道等について、災害時においても必要な機能を維持できるよう、施設の防災対策や被災時の応急体制の整備を図る必要があります。
- (3) 交通ネットワークの整備は、強靱化の根幹を支えるものであり、本町において地理的特性から、基幹路線の交通障害による災害時の地域の孤立を防ぎ、救助・救援活動等を円滑に行うための方策を検討する必要があります。

5) 「経済活動の機能維持」に関する事項

災害時における経済活動の供給網や救援物資の円滑な輸送を確保するため、耐震化などの防災対策を含め、拠点となる公共施設の一層の機能強化を図る必要があります。

6) 「二次災害の抑制」に関する事項

二次災害の抑制に不可欠な国土保全機能を維持するため、森林の計画的な整備や農地・農業水利施設等の保全管理を推進する必要があります。

7) 「迅速な復旧・復興等」に関する事項

- (1) 災害の迅速な復旧・復興に向け、災害廃棄物の処理体制の整備を図る必要があります。
- (2) 復旧・復興をはじめ災害対応に不可欠な存在である建設土木業が、その役割を十分に発揮できるよう、災害時における行政との連携強化を進めるとともに、担い手の育成・確保等に向けた取組を推進する必要があります。

第4章 和寒町地域強靱化のための施策プログラム

1 施策プログラムの策定

第3章に示した脆弱性評価の結果を踏まえ、本町における強靱化施策の取組方針を示す「和寒町地域強靱化のための施策プログラム」を策定します。

施策プログラムは、脆弱性評価において設定した「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策を19の「最悪の事態」ごとに取りまとめます。

2 施策推進の指標となる目標値の設定

施策プログラムの推進に当たり、個別施策の進捗や実績を定量的に把握するため、数値目標を設定します。目標値の設定に当たっては、可能な限り直近の現状値を起点とし、目標年次を明記した数値によるものとします。

なお、本計画に掲載する目標値については、施策推進のための財源措置等が担保されていないことに加え、国や北海道が推進主体となる施策も数多くあることなどから、経年的な事業量等を積み上げた指標ではなく、施策推進に関わる国、北海道、民間等の各関係者が共有する「努力目標」と位置づけます。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、必要に応じ目標値の見直しや新たな設定を行います。

3 施策の重点化（重点化すべき施策項目の設定）

本町をはじめ国、北海道を通じ、施策推進に必要な財源の制約がある中で、本計画の実効性を確保するためには、優先順位を考慮した施策の重点化を図っていくことが必要です。

このため、施策プログラムの中から、重点化すべき施策項目を設定します。この重点化すべき施策項目は、地域強靱化施策の重点化に関する大枠を示すものであり、毎年度の町予算編成や国や北海道への施策提案等に当たっては、施策の進捗状況や財政状況等を踏まえ、施策展開に努めることとします。

4 施策重点化の考え方及び設定方法

本計画においては、国が設定した最悪の事態をもとに、本町の特性を勘案し、19の事態に整理・統合・絞り込み等を行った上で、脆弱性評価を行い、施策プログラムを策定しています。

こうしたことから、改めて19の「起きてはならない最悪の事態」の施策プログラムを構成する42の施策項目の区分（施策プログラムの中で、関連施策を（ ）書で括っている項目）を対象に、以下に示す視点等に基づき、緊急性や優先度を総合的に判断し重点化すべき施策項目を設定しました。

| 重点化の視点 | 説明 |
|--------|--|
| 影響の大きさ | 当該施策を講じない場合、大規模自然災害の発生時において、どの程度重大な影響を及ぼすか |
| 施策の進捗 | 当該施策の進捗をこれまで以上に向上させる必要があるか |
| 平時の効用 | 当該施策が大規模自然災害の発生時のみならず、平時においても有効に機能するものか |

重点化すべき施策項目の推進に当たっては、関連する目標値の高度化や目標年次の前倒しも視野に、関連施策の着実な推進を図るものとします。また、目標値が設定されていない関連施策についても、これまでの経年的な施策進捗状況等を踏まえ、進捗度の上積みをめざすなど、効果的な推進に努めます。

各施策項目を構成する個別施策の推進に当たっては、当該施策の進捗状況や各種災害に係る被害想定等の見直し状況に加え、国が毎年度策定する「国土強靱化アクションプラン」等を踏まえ、機動的に対応する必要があることから、本計画に基づく推進方策の中で、施策レベルのさらなる重点化を図っていきます。

5 推進事業の設定

施策推進に必要な各事業のうち、本町主体となって実施する事業を設定し、別表に整理する。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても必要に応じ推進の見直しや新たな設定を行う。

【和寒町地域強靱化のための施策プログラム一覧】

1 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

（住宅・建築物等の耐震化）

- 「和寒町耐震改修促進計画」（平成21年12月策定）に定める住宅や建築物の耐震化目標の達成に向け、耐震改修に関する支援制度の運用の改善など、関係機関が連携した対策を実施する。
- 災害時の避難所となる施設については、天井の耐震化対策も含め検討する。

（建築物等の老朽化対策） **重点**

- 公共建築物（町営住宅を含む）の老朽化対策については、計画的な維持管理や施設の更新を実施する。

（避難場所等の指定） **重点**

- 災害の種類や状況に応じた安全な避難場所の確保を図るため、災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所及び指定避難所を指定する。

（緊急輸送道路等の整備） **重点**

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、市街地における沿道建築物の耐震化や無電柱化を含め、計画的な整備を推進する。

【指標】

- ・ 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定数
緊急指定避難場所28箇所(R1)→地域の実情に応じ増減
指定避難所18箇所(R1)→地域の実情に応じ増減

1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生

（警戒避難体制の整備） **重点**

- 北海道の実施する基礎調査等の結果に基づき、適時ハザードマップを作成し、ホームページ等で周知及びハザードマップに基づく防災訓練等の実施を促進する。

【指標】

- ・ 土砂災害警戒区域等の指定 一部指定 (R1) → 指定を推進する。
- ・ 土砂災害警戒区域ハザードマップ作成 一部作成 (R1)
→ 基礎調査等の結果に基づきハザードマップを作成する。

1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

(洪水ハザードマップの作成) **重点**

- 洪水ハザードマップ作成の基礎資料となる浸水想定区域図について、河川整備の進捗等に応じた見直しを適時に実施し、洪水ハザードマップの改訂及びハザードマップに基づく防災訓練等の実施を促進する。

(河川改修等の治水対策) **重点**

- 河道の掘削、築堤、水路・ダムを整備などの治水対策について、近年の浸水被害等を勘案した重点的な整備を推進する。
- 樋門・樋管、排水施設等の河川管理施設について、それぞれの必要な治水機能を確保するため、各施設の長寿命化計画等に基づき、施設の改良整備や老朽化施設の補修・更新を行うとともに、施設の維持管理を適切に実施する。
- 下水道浸水被害軽減のため、近年の内水による浸水被害状況等を勘案し、排水ポンプ場、雨水管渠、可搬式排水ポンプなどの計画的な整備を推進する。

【指標】

- ・洪水ハザードマップの作成状況 想定最大規模作成 (R2)

1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

(暴風雪時における道路管理体制の強化) **重点**

- 暴風雪時において、通行規制等のリアルタイム情報を関係機関が迅速に共有し、住民等への情報伝達を円滑に実施するための体制強化を図るとともに、暴風雪時の対応に関し、平時からの意識啓発を推進する。
- 道路防災総点検を踏まえた要対策箇所について、防雪柵や雪崩予防柵などの対策を実施するとともに、気象条件の変化により新たな対策が必要な箇所等の把握に努めるなど、計画的な施設整備を推進する。

(除雪体制の確保) **重点**

- 適切な除排雪を推進するとともに、豪雪等の異常気象時に備え、道路管理者間の情報共有を図り、除雪車両や雪堆積場の迅速な貸付など相互支援体制を強化する。また、冬季における被害の拡大を防ぐため、緊急輸送道路や避難路の除雪を強化する。
- 将来的にも安定的な除雪体制の確保が図られるよう、除雪機械の計画的な更新、増強を図る。

【指標】

- ・除雪路線延長 158km (R1) → 現状維持

1-5 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

(冬季も含めた帰宅困難者対策)

- 災害時における帰宅困難者対策として、多様な媒体を通じ、気象情報、道路の通行止めや交通機関の運休状況、一時避難場所等に関する情報を迅速に周知する体制を強化する。

(積雪寒冷を想定した避難所等の対策) **重点**

- 町が設置する避難所等における冬季防寒対策として、毛布、発電機、ストーブなどの暖房器具の備蓄等を促進する。

【指標】

・備蓄状況

毛布 360枚 (R1) → 必要に応じ追加備蓄する

発電機 1台、設備1箇所 (R1) → 必要に応じ追加備蓄する

暖房器具20台 (R1) → 必要に応じ追加備蓄する

1-6 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

(関係機関の情報共有化) **重点**

- 災害情報に関する関係機関の情報共有と住民への迅速な情報提供を図るため、北海道防災情報システムの効果的な運用を図るとともに、関係機関から災害対策本部への連絡員の派遣など関係機関相互の連絡体制を強化する。
- 災害対策に必要な監視カメラ画像、雨量・水位、通行止め等に関する情報を関係機関がリアルタイムで共有する防災情報共有システムについて、一層の効果的な運用を図る。

(住民等への情報伝達体制の強化) **重点**

- 住民等への災害情報の伝達に必要な防災行政無線を促進するとともに、ホームページを活用した情報提供やLアラート（公共情報コモンズ）を活用したマスメディアによる迅速な情報提供など、多様な手段による災害情報の伝達体制を強化する。

(観光客、高齢者等の要配慮者対策) **重点**

- 外国人を含む観光客に対する災害情報の伝達体制の強化、宿泊施設などの観光関連施設におけるハード・ソフト両面からの防災対策など、災害時における観光客の安全確保に向けた取組を推進する。
- 災害時も含め外国人観光客等の移動の利便性を確保するため、道路案内標識の英語表記などを推進するとともに、観光地における案内表示等の多言語化や無料Wi-Fiの活用を促進する。

- 災害発生時における避難行動要支援者等に対して、迅速で円滑な支援が可能となるよう、町民への周知、職員への教育等を推進する。

(地域防災活動、防災教育の推進) **重点**

- 町内各所に自主防災組織の結成を促進するとともに、防災士などの地域防災に関する実践活動のリーダーの養成を通じて、地域防災力の強化に向けた取組を推進する。
- 防災教育の推進に向け、各種教材の提供や多様な媒体を活用した情報発信を行うとともに、関係機関と連携・協働の促進を図る。
- 教育関係者や児童・生徒に対する防災意識の啓発、実践的な防災訓練の実施、体験型の防災教育など、学校における防災教育を推進する。

【指標】

- ・ 指定避難場所及び避難所の設置状況

指定避難所

風水害 18箇所 (R1) → 地域の実情に応じ増減

地震災害 17箇所 (R1) → 地域の実情に応じ増減

- ・ 防災士資格取得の状況15名 (R1) → 24名 (R6)

- ・ 防災訓練等の実施 → 各自治会の実施支援の継続

(防災士養成研修派遣事業・防災活動支援事業)

2 救助・救急活動等の迅速な実施

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

(物資供給等に係る連携体制の整備) **重点**

- 物資供給をはじめ医療、救助・救援、帰宅支援など災害時の応急対策を迅速かつ円滑に行うため、北海道、民間企業・団体等との間で締結している応援協定について、協定に基づく防災訓練など平時の活動を促進し、その実効性を確保するとともに、対象業務の拡大など協定内容の見直しを適宜実施する。
- 「かみかわの絆19～上川管内町村広域防災に関する決議（平成26年2月14日締結）」等に基づき、災害時の連携も含め地域間交流を深めるための取組を促進する。
- NPOやボランティアによる被災地支援活動の一層の充実に向け、行政とボランティア支援団体等との連携により、NPOやボランティアの受入体制の整備、防災に関する専門的なボランティアの育成等を促進する。
- 大規模災害時における救援物資の輸送や復旧活動等に関する拠点機能を担うことが期待される防災拠点について、被害想定などを踏まえ、施設の役割や設置場所、既存公有施設の活用など、そのあり方を多角的に検討する。

(非常用物資の備蓄促進) **重点**

- 大規模災害時において応急物資の供給・調達対応を図るため、備蓄整備方針の策定に努め、物資調達等の体制整備に取り組む。
- 支援制度の活用などを通じ、非常用物資の備蓄体制の強化に向けた取組を促進する。
- 家庭や企業等における備蓄について、啓発活動を強化するなど、町民の自発的な備蓄の取組を促進する。

【指標】

・防災関係の協定件数 15件 (R1) → 必要に応じて締結する

(北海道広域消防相互応援・日本水道協会北海道地方支部道北地区協議会・北海道及び市町村相互の応援・和寒郵便局・北海道コココーラボトリング(株)・北海道開発局・北海道エルピーガス災害対策協議会・和寒建設協会・(株)ホクレン商事・株セブンイレブンジャパン・町内石油類燃料の供給業者・上川管内19町村・上川地方建設業協会連絡協議会・一般社団法人旭川地区トラック協会・北海道財務局)

2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

(防災訓練等による救助・救急体制の強化) **重点**

- 町補助による防災訓練等をはじめ、各種防災訓練を通じ、消防、警察、自衛隊など官民の防災関係機関との連携を強化し、救助・救急活動に係る災害対応の実効性を確保する。
- 消防団員の確保を円滑に進め、潜在的な入団希望者の入団を促進するため、消防団に対する理解を向上させる広報活動を推進する。
- 消防職員、消防団員の災害対応能力の強化に向け、恒常的な訓練、組織間の合同訓練等の充実を図るとともに、効果的な訓練環境の整備に向けた取組を推進する。

(自衛隊体制の維持・拡充)

- 大規模災害において、救助・救援活動の中心として大きな役割が期待される自衛隊について、配備されている部隊、装備、人員の維持・拡充に向け、関係機関において連携した取組を推進する。

(救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備)

- 災害対応能力の強化に向け、消防機関における災害用資機材等の更新・配備を計画的に行う。

【指標】

・消防団員数41人 (R1) → 現団員数を維持する

2-3 被災地における医療・福祉機能等の麻痺

(被災時の医療体制の強化)

- 町立病院（災害医療チーム）の災害対応力の向上を図るため、関係機関との連携のもと、具体的な災害を想定した実動訓練の実施を検討する。
- 町立病院における災害時の救命医療、重篤患者の受入などの機能を確保するため、応急用医療資機材の整備を検討する。

(災害時における福祉的支援) **重点**

- 災害発生時に、自力避難の困難な高齢者や障がい者等が入所する社会福祉施設等の入所者の避難先確保や被災施設への人的・物的支援を円滑に実施できる体制の充実を図る。

(防疫対策)

- 災害時における感染症の発生や拡大を防ぐための消毒、駆除等を速やかに行う体制を整備するとともに、定期的な予防接種の実施や避難場所における污水対策など、災害時の防疫対策を推進する。

【指標】

- ・ 町立病院における応急用医療資機材の整備
 - 現状を維持し必要に応じて機材を更新
- ・ 予防接種法に基づく予防接種（麻しん・風しんワクチン）の接種率
 - 1期94.7% (R1) → 100%
 - 2期93.3% (R1) → 100%

3 行政機能の確保

3-1 町内外における行政機能の大幅な低下

(災害対策本部機能等の強化) **重点**

- 災害が発生した場合に行政サービス機能の低下を招かないよう必要最小限の人員を配置し、災害対策本部においては運用事項（職員の参集範囲、本部の設置場所など）を定め、定期的な実働訓練などを通じ、実施体制の検証、必要に応じた見直しを行う。併せて、本部機能の運用に必要な資機材の整備を計画的に推進する。
- 災害対策本部の強化に向け、本部機能の維持に必要な資機材の整備を促進する。また、地域防災の中核的な存在として、災害時の消化活動や水防活動、住民の避難誘導や災害防御に重要な役割を担う消防団の機能強化を促進する。

(行政の業務継続体制の整備) **重点**

- 災害発生時に行政サービス機能の低下を招かないよう必要最小限の人員を配置するなど、災害時における行政業務の継続体制を確保する。
- 行政情報システム機能の維持・継続を図るため、情報システムの機能維持のための取組を推進する。

(広域応援・受援体制の整備) **重点**

- 町内外の大規模災害における広域的な支援体制の強化に向け、応援協定の枠組みに沿って、町外自治体との広域応援・受援体制の構築を図る。

【指標】

- ・ 災害対策本部を設置する庁舎（役場及び消防署）の耐震化率
100% (R1) →100%を維持

4 ライフラインの確保

4-1 エネルギー供給の停止

(石油燃料供給の確保)

- 町内石油販売者との間で結ばれている協定に基づき、災害時の救助・救急・災害復旧活動等に必要な車両や施設、避難所等に石油燃料が安定的に確保されるよう、協定者間による平時からの情報共有や連携を促進する。

【指標】

- ・ 町内石油販売業者との協定 (H30)

4-2 食料の安定供給の停滞

(食料生産基盤の整備) **重点**

- 本町の農業が、いかなる事態においても安定した食料供給機能を維持できるよう、農業施設等の耐震化など、あらゆる防災・減災対策を含め、農業の生産基盤の整備を着実に推進する。
- 本町の農業の生産力を確保するため、経営安定対策や担い手確保対策など、持続的な農業経営に資する取組を推進する。

(食料品の販路拡大)

- 災害時における食料の安定供給に対応するためには、平時から十分な生産量を確保することが必要であることから、食クラスター活動などの食の高付加価値化に向けた取組等を通じ、農産物の販路拡大を推進する。

(農産物の産地備蓄の推進) 重点

- 平時における農産物の安定供給に加え、大災害時においても農産物の円滑な供給に資する取り組みを推進する。

【指標】

- ・ 認定農業者数194人 (R1) →現人数を維持する
- ・ 耕作面積 4,620ha (H30) →現面積を維持する

4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

(水道施設等の防災対策) 重点

- 災害時においても給水機能を確保するため、配水池、貯留施設、浄水場など水道施設の耐震化や、今後の水需要などを考慮した施設の更新や維持管理などの老朽化対策を促進する。
- 災害時における水道施設の機能不全に備え、給水訓練の実施など、応急給水体制の整備を促進する。

(下水道施設等の防災対策) 重点

- 災害時に備えた下水道のBCP（事業継続計画）を元に、下水道施設の耐震化、長寿命化計画等に基づく老朽化対策を計画的に行う。

【指標】

- ・ 上水道の基幹管路の耐震適合率4.5% (R1)
- ・ 下水道BCP（事業継続計画）の策定状況 策定 (H27)
- ・ 下水道施設ストックマネジメントをふまえた長寿命化計画策定状況 策定 (H29)

4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

(交通ネットワークの整備) 重点

- 災害時における広域交通の分断を回避するため、幹線道路と中心市街地を連結するアクセス道路の整備をはじめ、緊急輸送道路、避難路等を確保する。

(道路施設の防災対策等) 重点

- 橋梁をはじめとした道路施設の老朽化対策について、施設ごとの長寿命化計画等に基づき計画的な施設の補修・更新を行うとともに、施設の適切な維持管理を実施する。

(鉄道の機能維持)

- 災害時における鉄道利用者の安全性の確保や支援物資等の輸送に必要な鉄道機能を維持するため、道などの関係機関と連携し、持続的な鉄道網の確立に向

け、必要な取組を進める。

【指標】

- ・ 橋梁の予防保全率 23% (R1) → 62% (R6)
- ・ 橋梁の点検率100% (R1) → 現状を維持する
- ・ 道路橋の長寿命化修繕計画の策定状況 策定 (H30)

5 経済活動の機能維持

5-1 供給網の寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

(企業の事業推進体制の強化)

- 大災害時において、町内企業の事業の停止による町民の生活への影響を避けるため、関係機関との連携により、町内企業等における事業推進体制の継続について、支援を推進する。

(被災企業等への金融支援)

- 災害に伴う経済環境の急変等により影響を受けた企業等の早期復旧と経営安定を図るための被災企業への金融支援についても検討する。

6 二次災害の抑制

6-1 農業用ため池の機能不全等による二次災害の発生

(農業用ため池の防災対策)

- 大規模地震や豪雨等を起因とした農業用ため池の決壊などによる二次災害の防止に向け、対象となる農業用ため池の点検・診断を実施し、点検結果に基づく諸対策を推進するとともに、ハザードマップの作成等を進める。

【指標】

- ・ 農業用ため池の点検・診断の実施割合 100% (R1) →100%を維持
- ・ 農業用ため池のハザードマップ 未作成 →100% (R6)

6-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

(森林の整備・保全) 重点

- 大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊などの山地被害を防止するため、造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を計画的に推進する。
- エゾシカなど野生鳥獣による森林被害の防止対策を推進し、自然と共生した多様な森林づくりを進める。

(農地・農業水利施設等の保全管理)

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、多面的機能支払推進交付金事業をはじめとする地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進する。

【指標】

- ・ 多様な樹種・林齢で構成された森林の造成面積
87.83ha (R1) → 現面積を確保する。
- ・ 町有林において多様な方法で更新する人工林の面積
6.39ha (R1) → 現面積を確保する。
- ・ 農地農業用水利施設等の地域資源を保全管理する活動組織数
10団体 (R1) → 現団体数を維持する。

7 迅速な復旧・復興等

7-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

(災害廃棄物の処理体制の整備)

- 早期の復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物を迅速に処理するため、災害廃棄物処理計画を検討し、広域的な視点からの廃棄物処理体制を検討する。

7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

(災害対応に不可欠な建設土木業との連携)

- 災害発生時の人命救助に伴う障害物の除去、道路交通の確保、パトロールなどの応急対策を効果的に実施するため、専門的な技術を有し地域事情にも精通する建設土木業の効果的な活用を図るなど、災害時における行政と建設土木業との連携体制をさらに強化する。
- 災害時の復旧・復興に加え、公共施設等の耐震化や老朽化対策、交通ネットワークの整備など平時における強靱化の推進に不可欠な建設業の振興に向け、若年者などの担い手の育成・確保や災害時に備えた事業推進体制の継続策の検討を支援するなど、関係団体等と連携した取組を推進する。

【指標】

- ・ 町内建設土木業就業者構成比
8.5% (H27) → 技術力向上の支援及び担い手確保の推進を図る

第5章 計画の推進管理

1 計画の推進期間等

和寒町地域強靱化の実現に向けては、長期的な展望を描きつつ、本町の内外における社会情勢の変化や国全体の強靱化施策の推進状況などに応じた施策の推進が必要となることから、本計画の推進期間は概ね5年間とします。なお、計画期間内においても、社会情勢の大きな変化等により、計画内容の抜本的な見直しが必要な場合には、適宜見直しを行います。また、本計画は、本町の他の分野別計画における地域強靱化に関する指針として位置づけるものであることから、地域強靱化に関連する分野別計画においては、それぞれの計画の見直し及び改定時期に併せ、所要の検討を行い、本計画との整合性を図っていきます。

2 計画の推進方法

(1) 施策毎の推進管理

本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、明確な責任体制のもとで施策毎の推進管理を行うことが必要です。

このため、施策プログラムの推進に当たっては、所管課を中心に、国や北海道等との連携を図りながら、個別の施策毎の進捗状況や目標の達成状況などを継続的に検証し、効果的な施策の推進につなげていきます。

(2) PDCAサイクルによる計画の着実な推進

計画の推進に当たっては、前章で示した各施策の進捗状況や目標の達成状況を踏まえ、施策プログラム全体の検証を行い、その結果を踏まえた予算化や国や北海道への政策提案を通じ、さらなる施策推進につなげていくという計画・実施・評価・改善といったPDCAサイクルを構築し、和寒町地域強靱化の好循環を図っていきます。

3 推進体制

計画の推進に当たっては、本町のみならず国、北海道、民間の関係者が総力をあげて、多岐にわたる施策を総合的かつ効果的に実施することが不可欠です。また、施策プログラムは、19の「最悪の事態」を回避するための個別施策を庁内横断的な施策群として整理したもので、「最悪の事態」は、大規模災害により生じかねない具体の事象であり、各課が連携して施策を推進していくことが極めて重要です。

このため、全課横断的な体制の強化を図るとともに、行政、民間事業者、関係団体等の連携による推進体制のもと関連施策の着実な推進を図ります。

さらに、実情を踏まえた計画の推進管理と最適化を行うため、全課を通じ、施策の進捗状況や課題等の把握を行い、本町全体の計画推進に反映させます。

【別表】 和寒町強靱化のための推進事業一覧

| 施策プログラム | 事業名 | 箇所名・地区名 |
|---------|---------------|---------|
| 4-4 | 和寒町橋梁長寿命化修繕事業 | 和寒町全域 |
| | | |
| | | |